

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟公認指導員規程

第1章 総 則

- 第1条 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）は正しい指導法の基に、ペタンク（スポールブールを含む。以下同じ。）の普及と指導体制の確立を図るため公認指導員制度を設ける。
- 第2条 公認指導員（以下「指導員」という。）の資格審査については、指導員資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査業務を担当する。
- 第3条 第1条の目的を達成するため、指導員の資格は上級指導員、中級指導員、初級指導員とする。
- 第4条 各指導員は下記の目的により養成する。
- 1 上級指導員
各地域でペタンクの技術指導の中核となり、本法人で行う指導者の育成指導にあたる。高度の技術指導を行うとともに新たな技術の研究開発にあたる。
 - 2 中級指導員
各地域でペタンクの技術指導の中核となり、都道府県で行う指導者の育成指導にあたる。
 - 3 初級指導員
地域社会におけるペタンクのクラブやグループを対象に、基礎的知識と技術を指導すると共に普及活動にあたる。

第2章 審査認定基準

- 第5条 本委員会の指導員資格審査基準は次のとおりとする。
- 1 上級指導員は下記の項目のすべてに該当している者とする。
 - (1) 40歳以上の者で、指導員資格取得後5年以上ペタンク活動を指導し、本法人が認める者。
 - (2) 本法人が開催する講習会を受講し、所定の資格取得検定試験に合格した者。
 - (3) 本法人B級以上の公認審判員資格を有すること。

- 2 中級指導員は下記の項目のすべてに該当している者とする。
 - (1) 35歳以上の者で、初級指導員資格取得後3年以上ペタンク活動を指導し、都道府県ペタンク協会が推薦する者。
 - (2) 本法人が開催する講習会を受講し、所定の資格取得検定試験に合格した者。
 - (3) 本法人B級公認審判員資格を有すること。
- 3 初級指導員は下記の項目のすべてに該当している者とする。
 - (1) 20歳以上の者で、本法人または都道府県ペタンク協会が開催する講習会を受講し、所定の資格取得検定試験に合格した者。
 - (2) 本法人C級公認審判員資格を有すること。(C級公認審判員の資格取得を条件とする。)
 - (3) 地域におけるペタンクの愛好グループやクラブを対象に基礎的技術や一般的身体活動を行い、組織の育成にあたる者。

第6条 指導員資格認定基準は次のとおりとする。

- 1 上級指導員は第5条1項の条件を有し、申請された者。
- 2 中級指導員は第5条2項の条件を有し、申請された者。
- 3 初級指導員は第5条3項の条件を有し、申請された者。

第7条 審査認定した者には、資格証並びにバッジ(ワッペン)を与える。

第8条 審査認定に合格した者は公認料を納めなければならない。

第3章 認 定 会

第9条 認定会(別紙表1)による講習課程を満たす者でなければならない。

第3章 受 験 手 続

第10条 公認指導員資格受験手続は、下記のものを本委員会に提出する。

- 1 申請書
- 2 検定料

第11条 受験手続期日は、別に定める。申請は本法人地区選出の指導員の推薦により、各

都道府県ペタンク協会長が行う。

第12条 申請は本法人地区選出の指導員の推薦により、各都道府県ペタンク協会長が行う。申請用紙は別に定める。

第5章 資格の喪失

第13条 次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- 1 公認指導員証の交付を受けてから3か月以内に登録をしなかった時。
- 2 公認指導員登録更新の年度において登録をしなかった時。
- 3 本法人登録会員でなくなった時。
- 4 指導委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任に当たらなかった時。
- 5 所属団体を離れ、移籍届をしなかった時。
- 6 公認指導員として任務遂行上不適格と認められた時。

第6章 名誉指導員

第14条 公認指導員として永年尽力し、その功労が特に顕著の者が現役から退いたときは、名誉指導員の称号を贈ることができる。

第7章 付 則

第15条 本規程は、平成22年12月18日より施行する。

第16条 本規程の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。

第17条 検定料は別に定める。

第18条 認定料は別に定める。

附則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

表1 認定会講習課程

講習課程内容	上級指導員	中級指導員	初級指導員
〔理論〕 基礎理論	1	1	1
競技規則	1	1	1
審判法	1	1	1
対戦方法	1	1	1
〔実技〕 基礎技術	1	1	1
基本技術	3	3	3
応用技術	3	3	3
〔指導法〕 基本の指導法	2	2	2
プレイヤーの特性に応じた指導法	3	3	3
指導実習	2	2	2
〔演習〕 技術関係	1	1	1
指導法関係	1	1	1
講習時数合計	20	20	20

〔指導員資格について〕

公益社団法人日本ベタンク・プール連盟は、競技団体としての連携に公認指導員制度を設ける。

別表 公認指導員の認定講習会検定料、認定料

1 認定講習会検定料	上級公認指導員	3,000 円
	中級公認指導員	3,000 円
	初級公認指導員	1,000 円
2 認定料	上級公認指導員	5,000 円 (1 年間)
	中級公認指導員	3,000 円 (1 年間)
	初級公認指導員	1,000 円 (1 年間)
3 指導員日当	上級公認指導員	5,000 円
	中級公認指導員	4,000 円
	初級公認指導員	3,000 円